

広域連携施策に関する要望

全国広域連携市議会協議会は、令和3年度政府予算における広域連携施策に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和2年8月

全国広域連携市議会協議会
会長 山田延孝
(鳥取市議会議長)

要 望

広域連携に関わる市は、これまで、一部事務組合や広域連合等における事務の共同処理制度を活用し、行政の効率化及び住民サービスの向上に努めてきたところである。

今後、人口減少・少子高齢化により社会構造が大きく変化する中、持続可能な行政サービスを提供するためには、地域の実情に応じた、広域的な取組が不可欠であり、平成26年の改正地方自治法により、新たに設けられた連携協約をはじめ、事務の共同処理の仕組みを活用した地方自治体間の自主的・主体的な広域連携への取組がますます重要となっている。

また、令和元年12月20日に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、定住自立圏・連携中枢都市圏構想の推進と取組の拡大・充実のための積極的な支援等が示されたほか、令和2年6月17日に取りまとめられた第32次地方制度調査会答申においては、「広域連携は、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものである」との考えが示されるとともに、市町村連携の取組の深化の方向性について盛り込まれている。

このようなことから、今後も引き続き広域連携に関わる市に対する適切な支援措置が必要であるため、国においては、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

- (1) 定住自立圏・連携中枢都市圏や一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理制度等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、都道府県を越えた地域の連携など多様な広域連携のあり方を視野に入れ、その推進に当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。
- (2) 広域連携を推進するため、市町村間や、市町村と都道府県の連携、都道府県による事務の補完等に資する具体的な方策を検討するに当たっては、中心市と周辺市町村との「主導」「参画」関係を全国一律に求める定住自立圏・連携中枢都市圏「要綱」を見直すなど、「対等」「共同」関係に基づく多様な連携方式の選択を可能とすること。また、「ビジョン」策定や進捗プロセス管理などにおいて議会の関与を拡大すること。
- (3) 地方自治体が多様な手法の中から自ら選択した広域連携の手法により、持続可能な行政サービスを確保する取組については、中心市に偏ることなく周辺市町村が担う役割に応じて適切な財政措置を講じるとともに、その拡充を図ること。
- (4) 定住自立圏・連携中枢都市圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、今後も、地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう対象要件の更なる緩和を図ること。

(5) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた地域間連携の推進等広域連携の各施策について積極的に支援すること。